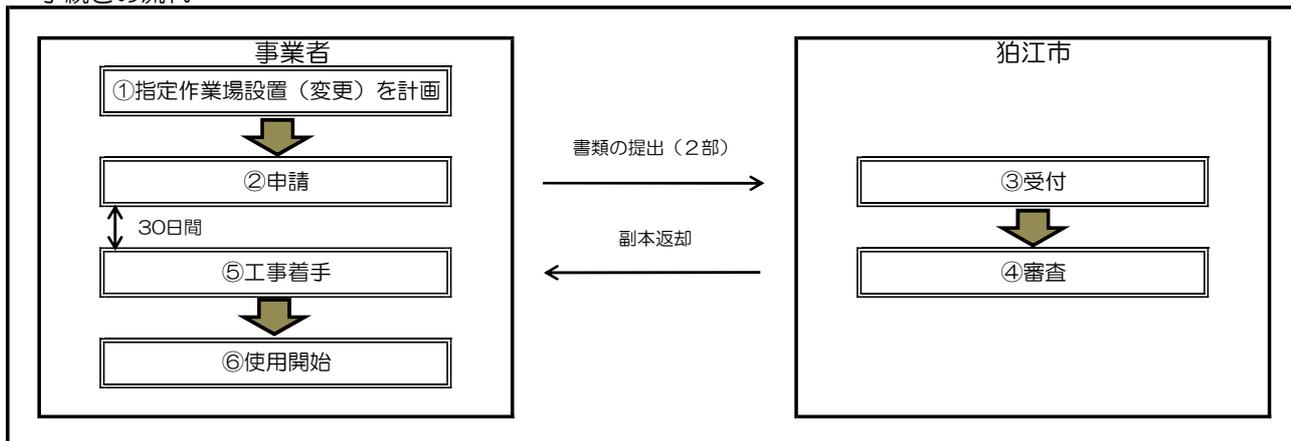


指定作業場

～手続きの流れ～



申請書類

- 申請書（条例で定める書式）
- 別紙（指定作業場の種類により用紙・書き方が異なります。）
- 周辺図（半径100m範囲を明示）
- 敷地、建物配置図
- 平面図（主な機械・施設の位置が分かるもの）
- 立体図（窓やダクト・排気口の位置がわかるもの）
- その他、必要とするもの

※申請書等はそれぞれの正本にその写しを添えて提出してください。

～問い合わせ先～
狛江市和泉本町1-1-5
狛江市環境部環境政策課環境係（市役所5階）
TEL：03-3430-1111（内線：2564・2566）
E-mail：kankyokkr01@city.komae.lg.jp